

週休2日モデル工事実施要領

1 目的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、現場における現状の課題や問題点を把握するため、モデル工事を実施するものとし、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2 適用

令和3年10月1日以降に入札を行う工事から適用する。

3 対象工事

工期設定支援システムを活用するなどして、週休2日による工期設定を行った工事。

ただし、災害復旧工事、緊急対応工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日（休日、降雨・降雪日、その他の要因による作業不能日）を適正に見込んだものである。従って、「標準工期算定日数表（漁港編）」等、準備・後片付け期間や不稼働日を適正に見込めない工期設定は、これに該当しないので留意すること。

本要領に示す工事とは、以下の工事をいう。

【各工事の定義】

土木工事：下記漁港工事、営繕工事を除く土木工事

漁港工事：漁港漁場関係工事の工種区分を適用した工事

営繕工事：営繕工事の工種区分を適用した工事（建築、電気及び管工事）

4 実施要領

北海道建設部が定める「週休2日モデル工事実施要領」および「営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」に準ずる。

ただし営繕工事の経費補正については、土木工事（週休2日モデル工事実施要領）に準じ、当初予定価格から4週8休以上を前提とした補正係数を各経費に乘じ、現場閉所の達成状況に応じて各経費を補正することとする。